

令和 7－10 年度

うるま市道路・公園包括維持管理業務（第 1 期）

実施要領

〔要求水準書別紙 4〕

令和 7 年 3 月

うるま市

目次

第1章	情報共有システムの活用	1
第2章	窓口業務.....	2
第1節	実施時間.....	2
第3章	巡回業務.....	2
第1節	実施時間.....	2
第2節	巡回時の注意事項	2
第3節	対象施設及び対応頻度	4
第4章	公園維持管理業務.....	5
第1節	遊具簡易点検.....	5

第1章 情報共有システムの活用

うるま市道路・公園包括維持管理業務（第1期）を導入するにあたり、市民からの相談・要望や巡回時に発見した事象を発注者と受注者とで共有するための情報共有システムを活用するものとする。情報共有システムの機能については、以下に示す通りである。

- 1 相談要望・事象登録
 - ・ブラウザ及び端末から、市民からの相談要望や巡回時に発見した事象を登録
 - ・登録する相談要望・事象について、対象として「道路」もしくは「公園」を選択
 - ・相談要望・事象の具体的な内容や場所の補足情報を登録
- 2 巡回情報登録
 - ・巡回日時や対応者名等の情報を登録
- 3 対応登録
 - ・相談要望・事象に対し、対応した内容（具体的な対応内容や補足情報）を登録
- 4 対応判断依頼登録
 - ・相談要望・事象に対し、対応判断を発注者に依頼する情報を登録
- 5 対応判断結果登録
 - ・対応判断依頼に対し、対応判断結果の情報を登録
- 6 事象・対応判断依頼・判断結果閲覧
 - ・登録された事象・対応判断依頼・判断結果を、地図上及び一覧表上にてリアルタイムで閲覧・共有可能
 - ・受付、対応中、完了などの進捗状況を表示
- 7 背景地図表示
 - ・登録した相談要望・事象を地図上に表示
 - ・認定路線図、官民境界・地籍図(発注者が提供する Shape データ)を重ねて表示
- 8 報告様式出力
 - ・発注者への報告用の様式で登録事象を出力
- 9 集計
 - ・事象・相談・要望及び対応についての情報を集計し、グラフや表で表示
- 10 データ出力
 - ・登録したデータを CSV・Shape 等で出力

第2章 窓口業務

第1節 実施時間

窓口業務は、下記に示す日を除いた日の8時30分から17時15分に行う。

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・6月23日（慰霊の日）
- ・12月29日から1月3日までの日（年末年始）

第3章 巡回業務

第1節 実施時間

定期巡回は、昼間（8時30分から17時15分）に行う。

第2節 巡回時の注意事項

巡回は自動車に乗り、もしくは徒歩等により次の事項を遵守して行うものとする。

- 1 受注者は、巡回にあたってはあらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、巡回に際してはこれを常に携帯しなければならない。
- 2 巡回員は、損傷、路上障害物等を発見した場合は速やかに危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、受注者はその状況について発注者に報告するものとする。
- 3 受注者は、下記のような緊急を要する場合、適宜必要な措置を取るとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。
 - ・路面陥没、路肩崩壊、法面崩壊・亀裂等対象施設に異常が認められた場合又はそのおそれがあると認められた場合
 - ・道路及び道路附属物等の損傷により交通に支障が生じている場合
 - ・交通事故等により交通に支障が生じている場合
 - ・その他、一般交通に影響を与える事象等速やかに報告すべきと判断された場合
- 4 下記のような場合は、巡回員は適宜措置を講ずるものとする。
 - ・一般道路に影響を与える落下物の処理
 - ・路面の凹凸の応急処置
 - ・路面汚損、道路の不正使用、不法占用等の行為を確認した場合なお、措置するにあたって疑義が生じた場合は、適宜発注者に確認し、対応を協議する。
- 5 受注者は、占用工事等に起因して利用に支障が生じている場合又はそのおそれがある場合には、発見の日時、場所及び状況を発注者に報告するものとする。

- 6 受注者は、不法占用等の管理上支障となる行為を発見した場合には、適切な措置を講ずるとともに、発見の日時、場所及び状況を発注者に報告するものとする。
- 7 巡回にあたって必要と認めるときは、写真撮影をし、日時及びその状況等を記録しておくものとする。
- 8 受注者は巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を発注者に報告しなければならない。
- 9 巡回員は、巡回終了後、日報を作成するものとする。

第3節 対象施設及び対応頻度

(1) 道路

巡回は【別紙5】維持管理基準に相当する異常箇所がないか確認する。

対象箇所については本要求水準書及び【別紙2】「対象施設位置図」に示す通りとする。

表 3-1 道路の対象施設及び頻度

施設		地区別延長			頻度
		全体	市街地部	島しょ部	
市道	幹線市道	31.9km	17.1km	14.8km	月1回以上
	その他市道	86.1km	53.0km	33.1km	年2回以上
街路樹					
側溝		236.0km	140.2km	95.8km	
法定外公共物（里道）		—	—	—	

(2) 公園

巡回は【別紙5】維持管理基準に相当する異常箇所がないか確認する。

対象箇所については本要求水準書及び【別紙2】「対象施設位置図」に示す通りとする。

表 3-2 公園の対象施設及び頻度

公園種別	地区別対象箇所			頻度
	全体	市街地部	島しょ部	
近隣公園	3箇所	—	3箇所	週1回以上
街区公園	27箇所	23箇所	4箇所	週1回以上
地区公園	1箇所	1箇所	—	週1回以上

第4章 公園維持管理業務

第1節 遊具簡易点検

(1) 対象

巡回時において、公園に設置されている遊具が正常に機能しているかを確認するため、外観目視による簡易点検を実施するとともに、錆びており塗装する必要がある場合に対応する。

対象箇所については本要求水準書及び【別紙2】「対象施設位置図」に示す通りとする。

表 4-1 遊具簡易点検の対象施設及び頻度

公園種別	地区別対象箇所			頻度
	全体	市街地部	島しょ部	
近隣公園	3 箇所	—	3 箇所	年1回以上
街区公園	27 箇所	23 箇所	4 箇所	年1回以上
地区公園	1 箇所	1 箇所	—	年1回以上

(2) 点検項目

遊具の破損、腐食、汚れの有無を確認する。